

ふるさと創生事業



市民団体の個性的な創意工夫に満ちた地域活性化事業（個性あるまちづくり事業）、地域づくりの研修・シンポジウムへの参加、先進地視察（人材育成事業）や、クラウドファンディング（以下、CF）を活用して観光まちづくり・景観まちづくりなどに取り組む事業（クラウドファンディング活用型個性あるまちづくり事業）に対し補助金を交付します。ただし、クラウドファンディング活用型（以下、CF活用型）では事業主体がCFを行い、事業経費の半分以上を集める必要があります。

◇実施主体及び補助対象者（※他の補助金等の交付を受けている場合は補助対象外）

A. 個性あるまちづくり事業

- ① 18歳以上の構成員5名以上で組織され、メンバーの3分の2以上がうきは市民である団体
- ② 市内に活動拠点のあるNPO法人

B. 人材育成事業

うきは市民で構成された団体・個人

C. CF活用型個性あるまちづくり事業

- ① 18歳以上の構成員5名以上で組織され、メンバーの3分の2以上がうきは市民である団体
- ② 市内に活動拠点のあるNPO法人
- ③ 市内の遊休施設を活用する民間事業者

◇対象事業

個性的で創意と工夫に満ちたもので、持続性があり、市内の多くの関係者に恩恵を与え、市全域の地域活性化のため特にまちづくりに寄与すると認められる事業です

A. Bの対象事業

- ① 産業の振興に関すること
- ② 観光の振興に関すること
- ③ 子育て支援や子どもの教育の推進に関すること

Cの対象は工事が必要なハード整備事業のみ

- ① 既存の建築物を活用した地域振興に資する事業
- ② 子育て・産業・観光等の拠点となる事業に関すること

対象事業	補助率	限度額
A	工事（新設・改修・保全）を伴う事業	50%
	工事を伴わない事業	85%
B	研修・シンポジウムの主催者に応じて	30～100%
C	工事（新設・改修・保全）を伴う事業	50%以内
		1事業100万円(20万円/1人)
		500万円

◇募集期間

5月8日（金）まで（必着）

※審査委員会による、事業認定（交付の適否）の審査があります。CF活用型については、審査委員会の事業認定後にCFを開始し、事業経費の50%以上を募ることができた後に交付申請が必要です。また、全ての事業は事業実施後に実績報告書の提出が必要です。

◇申込方法

うきはブランド推進課地域振興係まで「ふるさと創生事業実施計画書」を提出してください。実施計画書の書式は、うきはブランド推進課窓口、市ホームページから取得できます。

※事前に地域振興係の窓口（うきは市民センター2階）までご連絡ください。

◇令和2年度(前期)のスケジュール予定

個性あるまちづくり事業・人材育成事業

～令和2年5月8日	事業募集期間
5月中旬	審査委員会
事業が採択された場合は以下のとおりです	
6月	交付申請および交付決定
交付決定後 ～令和3年3月	事業実施
令和3年3月末まで	実績報告の提出

CF活用型個性あるまちづくり事業

～令和2年5月8日	事業募集期間
5月中旬	審査委員会
事業が採択された場合は以下のとおりです	
事業認定後	CF開始
CF成功	交付申請後交付決定
交付決定後 ～令和3年3月	事業実施
令和3年3月末まで	実績報告の提出

●申込み・問合せ

うきはブランド推進課 地域振興係

Tel 76-9059 FAX 77-5557 メール brand@city.ukiha.lg.jp

ふるさと創生個性あるまちづくり事業 審査委員を公募します



市では「ふるさと創生基金」を活用して、住民団体等のまちづくり活動を支援しています。ふるさと創生個性あるまちづくり事業審査委員会は事業内容を協議し、支援の決定等の審査を行います。



◇公募委員数

3名

◇応募資格

次の①～③の条件をすべて満たす人

- ①市内居住者（住民登録者）
- ②満20歳以上の人
- ③地域におけるまちづくり事業に関心のある人

◇委員の任期

2年（令和3年度まで）

◇会議の開催予定

年2回程度

●申込書提出先・問合せ先

〒839-1401 うきは市浮羽町朝田582-1

うきはブランド推進課 地域振興係 Tel 76-9059

◇募集期間

4月24日（金）必着

◇応募方法

申込書に必要事項を記入し、郵送またはうきはブランド推進課まで持参ください。

※申込書は市ホームページからダウンロードするか、うきはブランド推進課でお渡ししています。

◇報酬

日額5,400円から源泉税を差し引いた額

◇選考方法

うきはブランド推進課で、男女比・年齢構成・専門分野等を考慮し選考します。

うきは市ふれあい入浴補助券

～65歳以上の人の温泉施設の入浴料金を一部補助～



65歳以上の人の外出の機会を増やし、高齢者の社会参加の推進と温泉施設の活性化による地域振興を目的とした「ふれあい入浴補助券」制度です。市内温泉施設（8か所）での入浴料金を、一回の利用につき300円補助します。来年3月末まで最大24回利用できます。

◇対象者

市内在住の65歳以上の人で介護保険サービスを受給していない人。

※4月以降に65歳を迎えられる人は誕生日以降に申請してください。

◇申請方法

4月1日（水）以降に、保健課介護・高齢者支援係または浮羽市民課で申請し、入浴補助券を受け取ります。

※二重交付防止等の確認作業を行うため手続きにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

◇申請時に必要なもの

（本人申請） 身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）

（代理申請） 次の①または②のいずれかをお持ちください。

①利用者本人からの委任状

（委任者の住所、氏名、印鑑及び代理人の住所、氏名が明記されたもの。）

②利用者本人の身分証明書（写しでも可）

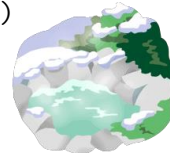
◇利用できる温泉施設（50音順）

（筑後川温泉）

清乃屋、桑之屋、つるき荘、
花景色、ふくせんか

（吉井温泉）

咸生閣、鶴は千年、ニュー筑水荘



◇利用時の注意

・利用の際に券面に署名し、温泉施設に提出してください。

・他人（家族含む）に譲渡できません。

※お一人さま、**1年度に1冊限り**の交付

●問合せ

保健課 介護・高齢者支援係 Tel75-4960、浮羽市民課（うきは市民センター2階）Tel77-2112